



新			旧			改正理由等	
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給		
臨床検査技師	大学卒	2級1号給	臨床検査技師	大学卒	2級1号給		
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給		
臨床工学技士	大学卒	2級1号給	臨床工学技士	大学卒	2級1号給		
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給		
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒	2級1号給	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒	2級1号給		
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給		
視能訓練士	大学卒	2級1号給	視能訓練士	大学卒	2級1号給		
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給		
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給	歯科衛生士	短大3卒	1級17号給		
	短大2卒	1級11号給		短大2卒	1級11号給		
	高校専攻科卒	1級7号給		高校専攻科卒	1級7号給		
遺伝カウンセラー	修士課程修了	2級9号給	遺伝カウンセラー	修士課程修了	2級9号給		
その他	大学卒	2級1号給	その他	大学卒	2級1号給		
	短大卒	1級11号給		短大卒	1級11号給		
	高校卒	1級1号給		高校卒	1級1号給		
備考 1 職種欄に掲げる職種には、当該職種の見習業務を行うものを含むものとする。			備考 1 職種欄に掲げる職種には、当該職種の見習業務を行うものを含むものとする。				
2 別表第2の5 医療職給料表(2)級別資格基準表の備考2の規定は、同表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数に準用する。			2 別表第2の5 医療職給料表(2)級別資格基準表の備考2の規定は、同表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数に準用する。				
3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。			3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。				
(略)			(略)				
別表第7～第9 (略)			別表第7～第9 (略)				